

令和3年3月15日

越谷市環境経済部  
観光課長様

(一社) 越谷市観光協会  
事務局長 中村 将義

水辺のまちづくり館敷地内  
B B Q エリアの目隠し壁設置について（協議）

水辺のまちづくり館敷地内のB B Q エリアの目隠し壁設置にあたり、越谷市  
が所管する水辺のまちづくり館およびその敷地の使用について協議します。

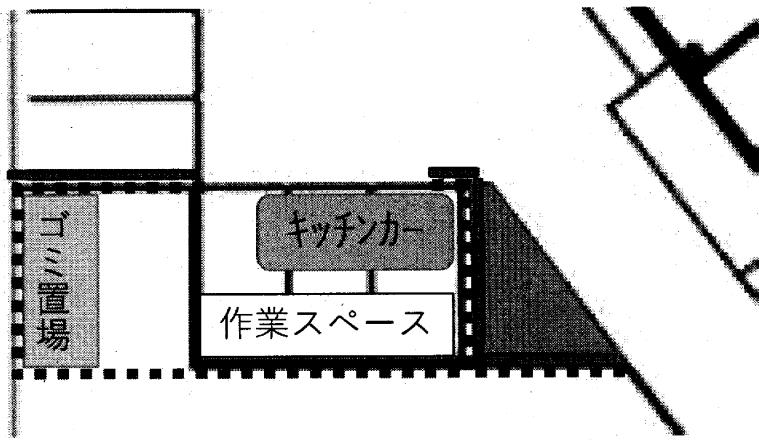
記

- 1 内容 B B Q 準備エリアへの立ち入り防止、ゴミ置き場の景観上の配慮等のための目隠し壁設置
- 2 場所 別紙のとおり
- 3 施工期間 令和3年3月22日～31日
- 4 理由 市の観光推進やにぎわいの創出を目的に実施しているB B Q 事業において、安全安心かつ景観に配慮した水辺空間を確保するため
  - ・ B B Q 準備エリア（炭火使用）への立ち入り防止による安全確保
  - ・ B B Q 排出ゴミ置き場の景観上の配慮
- 5 その他 添付資料
  - ・配置図

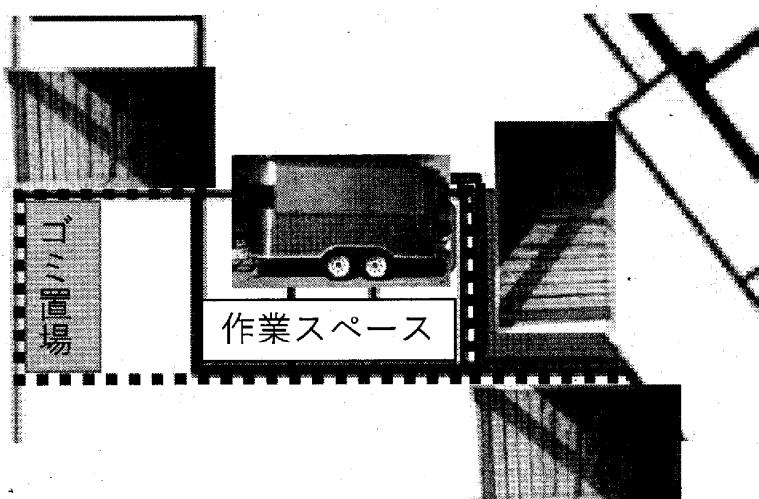
## ■作業スペース詳細図

↑線部分に単管パイプ  
で骨組みを設置

↑線部分にバックヤード  
の仕切り板を設置  
※作業スペース及びゴミ  
置場の目隠しの為



強風、荒天の時は  
取外し可能



越観第338号  
令和3年(2021年)3月15日

一般社団法人越谷市観光協会  
事務局長 中村将義様

越谷市環境経済部  
観光課長 岩永伸

### 水辺のまちづくり館敷地内BBQエリアの目隠し壁設置について（回答）

令和3年3月15日付けで協議の依頼があったことについて、下記のとおり回答します。

記

#### 1 内容

BBQ準備エリアへの立ち入り防止、ゴミ置き場の景観上の配慮等のための目隠し壁設置について、問題はありません。

#### 2 理由

貴会が実施するBBQ事業は市の観光推進やにぎわいの創出を目的にしており、利用者の安全や景観に配慮したエリア作りは事業の目的に即しているため。かつ、行政財産（レイクタウン拠点整備事業（拠点施設））の使用許可による暫定使用および使用終了時の原状回復義務を妨げるものでないため。

#### 3 その他

- ・設置に当たっては、周辺の安全に十分に注意すること。
- ・新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で営業すること。
- ・公衆衛生および景観保全のため、ごみ箱の設置等の対応を講じること。

保存期間	5年	決裁区分	課長級		
収受日	令和3年 3月15日	ガイド	(観) 100-070		
起案日	令和3年 3月15日	文書番号	越観第338号		
決裁日	令和3年 3月15日		観光課		
施行日	令和3年 3月15日			主査	吉川 忠洋 印
処理期限	令和3年 3月15日				
発信元文書の日付	令和3年 3月15日		(電話番号:		)
公印	公印省略	公開区分			
非公開理由					
あて先					
件名	水辺のまちづくり館敷地内B B Qエリアの目隠し壁設置の協議について（回答）				
公開件名					
決裁・合議	決裁者 承認者 承認者 承認者	観光課 観光課 観光課 観光課	課長 調整幹 主幹 主査	岩永 伸 水口 圭 荒川 賢 大澤 拓也	決裁済み 承認済み 承認済み 承認済み
公印使用承認					
問い合わせ文					
このことについて、別添回答案のとおり回答してよろしいか伺います。					